



今月のニュース

平成25年度市・県民税の主な改正内容

■生命保険料控除の改正

①平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)のうち、介護保障または医療保障を内容とする契約に係る支払保険料について、一般生命保険料控除と別控除介護医療保険料控除が創設されました(図1・2参照)。
 ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約など(旧契約)については、従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除が適用

■退職所得金額の計算

退職所得金額は、収入金額から退職所得控除を差し引いた額に2分の1を乗じた額です。
 改正により、勤続年数5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置が廃止されます。

この改正は、平成25年1月1日以降に支払われる退職手当などに適用されます。
 * 法人役員等(法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員)

市民税課からのお知らせ

●問い合わせ 市民税課(☎574-6637) 熊谷税務署(☎521-2905)

新旧契約の双方で、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合、控除額は、新契約の支払保険料は図2で、旧契約は図3で計算した額の合計額(上限28,000円)となります。

図1 控除種別と控除限度額(新契約)

控除種別	控除限度額
一般生命保険料控除	28,000円
個人年金保険料控除	28,000円
介護医療保険料控除(新設)	28,000円

※各保険料控除の合計控除限度額は70,000円です。

図2 平成24年1月1日以降に締結の保険契約(新契約)

各保険料の支払額	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,001円~32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円~56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円

図3 平成23年12月31日以前に締結の保険契約(旧契約)

各保険料の支払額	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,001円~40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円~70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円

子どもたちの安全を確保『歩車分離式信号機』

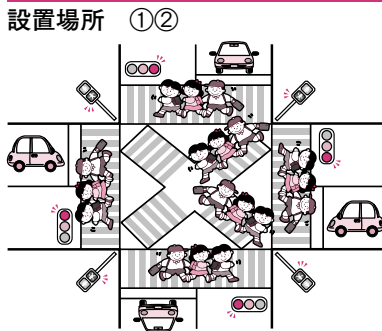
●問い合わせ 自治防災課(☎574-8597)



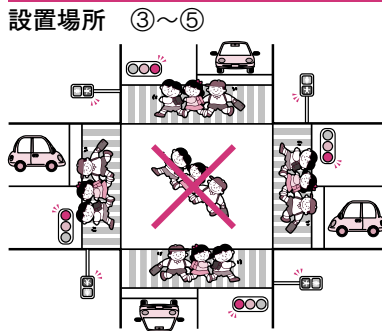
歩車分離式信号機には、『歩車分離信号』という標識が付いています

桜ヶ丘小学校前交差点の信号機が、歩車分離式信号機に改良されました。市内には、ほかにも4か所設置されています。
 この歩車分離式信号機とは、交差点で歩行者と車両の通行の時間帯が完全に分離されることで、右左折車両による歩行者の巻き込み事故が防止され、安全性が高まります。このようなことから、安全面で大きな効果が認められるとし、全国で整備を進めているものです。
歩車分離式信号機設置場所(5か所)
 ①仲町交差点
 ②駅通り工場団地線稲荷町ベルク東
 ③駅通り工場団地線国済寺七ブニイレブ西

スクランブル方式



歩行者専用現示方式



④上葉西小学校北西
 ⑤桜ヶ丘小学校前交差点
注意事項
 ・自転車は車両です。歩行者用信号で横断するときは、自転車を降りて渡りましょう。
 ・歩行者のかたは、渡る際には押しボタンを押してください。また、スクランブル方式のみ、斜め横断ができます。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5158) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

国民年金保険料は安心・便利な『口座振替』お得な『前納制度』で
 国民年金保険料は、日本年金機構から送られる納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなる可能性があります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがありますので、便利な安心な口座振替やクレジットカードによる納付をお勧めします。
手続き
 ①口座振替⇒金融機関へ
 ・基礎年金番号が分かる物
 ・預(貯)金通帳
 ・通帳届出印
 ・口座振替納付申出書(問い合わせ先のほか、金融機関などにあります)
 ②クレジットカード納付⇒熊谷年金事務所へ
 国民年金には保険料を前払いすると割引引きになる『前納制度』があります。納付書で前納する場合、専用の納付書が必要です。お手元に前納用の納付書がない場合は熊谷年金事務所へご連絡ください。
 フレジットカードや口座振替で前納する場合、事前の申し込みが必要です。また、年度途中からの前納はできませんので、ご注意ください。
 ※口座振替での前納は、納付書やクレジットカードでの前納よりも割引額が大きくなります。
 平成25年度分(1年度分)4~9月の上期分の口座振替・クレジットカード前納の申込期限は、2月28日(木)までとなっています。ご希望のかたはお早めにお申し込みください。

熊谷税務署からのお知らせ

■記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

個人の白色申告者のうち、前々年分および前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超えるかたに必要とされていた記帳と帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました。これらの所得を生ずべき業務を行うすべてのかた(所得税の申告が必要でないかたも含む)が対象となります。

■公的年金等受給者の確定申告

公的年金等の収入金額が400万円以下で、当該年金以外の所得が20万円以下である場合、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。この場合でも、医療費控除などの所得税の還付には確定申告が必要です。また、所得税に影響がない場合でも生命保険料控除などの所得控除を市・県民税で受けるには、市・県民税申告が必要です。

■平成24年分所得税の確定申告

申告は2月18日(月)~3月15日(金)までです。なお、熊谷税務署では、平日以外でも2月24日(日)~3月3

日(日)に限り、受け付けを行います(現金納付・納税証明業務は行いません)。

①申告と納税の期限

・所得税・贈与税⇒3月15日(金)
 ・消費税・地方消費税(個人事業)⇒4月1日(月)

※納税は口座振替をご利用ください。なお、口座振替の納付日は平成24年分所得税第3期分が4月22日(月)、平成24年分消費税(個人事業)確定申告分が4月24日(水)です。
 ②納税証明書を請求されるかたへ
 2・3月は確定申告期間のため平成24年分の納税証明書が、請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合には、税務署受付印のある申告書控(電子申告の場合は送信票)および納税の領収証書(原本)をお持ちください。

請求に必要な物 納税証明書交付請求書(税務署にあります)、本人(法人は代表者)の確認ができる書類(運転免許証など)、印鑑(法人は代表者印)、収入印紙または現金(1年分1通400円)

※本人以外が請求される場合は、必ず委任状をお持ちください。
請求先 熊谷税務署管理運営部門(☎521-4032)